仕事のスキルアップ・資格取得をめざす皆さまへ

一般教育訓練の「教育訓練給付金」のご案内

一般教育訓練について、教育訓練給付金の支給申請を行う場合は、
このリーフレットをお読みいただき、適正な申請手続きを行ってください。

一般教育訓練の「教育訓練給付金」とは

働く人の主体的な能力開発を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の被保険者（※）（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する**一般教育訓練**を修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

なお、指定講座はインターネットの「教育訓練給付金厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム」（https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/）でご覧になれます。

※　このパンフレットにおいて「被保険者」とは、雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

（参考1）特定一般教育訓練の「教育訓練給付金」とは

働く人の主体的な能力開発を支援し、早期の再就職とキャリア形成の促進を図る雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する**特定一般教育訓練**を修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

（参考2）専門実践教育訓練の「教育訓練給付金」とは

働く人の主体的で中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図る雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす被保険者（在職者）または被保険者であった方（離職者）が厚生労働大臣の指定する**専門実践教育訓練**を受講・修了した場合、ご自身で教育訓練実施者に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給します。

不正受給は、詐欺罪に問われるので、ご注意ください

支給申請は正しく行ってください。偽りその他不正の行為によって教育訓練給付金の支給を受けた場合または受けようとした場合、教育訓練給付金を受けることができなくなります。また、不正に受給した金額の返還と返還額の2倍の金額の納付を命じられ、刑罰に処せられることがあります。なお、不正の行為があるにもかかわらず、教育訓練給付金の支給申請に関するハローワークの調査・質問に対し虚偽の陳述をした場合は、納付命令の対象になることがあります。

不正受給をした場合、受講開始日前の被保険者であった期間は、なかったものとみなされるので、以後一定期間は、他の教育訓練の受講についても教育訓練給付金を受けることができなくなります。

教育訓練講座の運営等について不審な事案を発見した場合は、最寄りのハローワークに通報・ご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL080801保01

1.一般教育訓練給付金の概要

一般教育訓練給付金の支給対象者

一般教育訓練給付金の支給対象者（受給資格者）は、①または②のいずれかに該当し、厚生労働大臣が指定する一般教育訓練を修了した方です。

① 被保険者

一般教育訓練の受講を開始した日（以下「受講開始日」★）において、被保険者のうち、支給要件期間★★が3年以上（※）ある方。

② 被保険者であった方

受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが1年以内（適用対象期間の延長★★★が行われた場合には、最大20年以内）で、支給要件期間が3年以上（※）ある方。

※ 上記①、②とも、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする方については、当面の間、支給要件期間が1年以上あれば支給対象者となります。

【例】

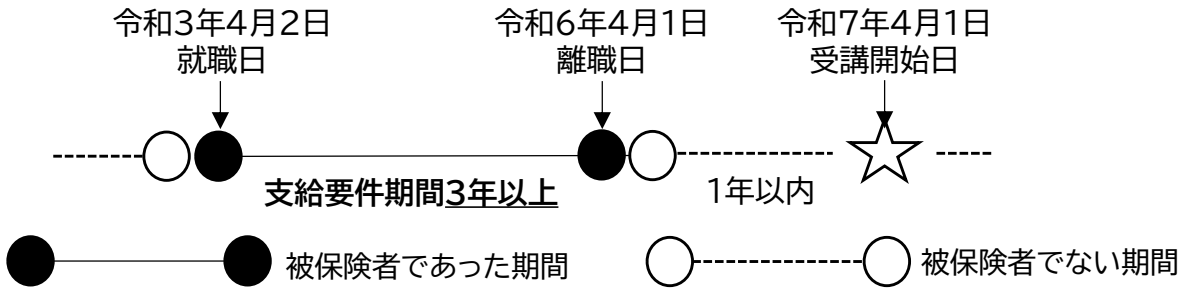

★〈受講開始日とは〉

■ 受講開始日とは、通学制の場合は教育訓練の所定の開講日（必ずしも本人の出席第1日目とならないことがあります。）、通信制の場合は教材などの発送日であって、いずれも指定教育訓練実施者が証明する日であり、一般教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた期間内であることが必要です。

■ 受給資格の可否を決める重要な日付です。十分注意を払い、受講の申込みは余裕をもって行ってください。

★★〈支給要件期間とは〉

■ 支給要件期間とは、受講開始日までの間に同一事業主に引き続いて被保険者等（一般被保険者、高年齢被保険者または短期雇用特例被保険者）として雇用された期間をいいます。

■ また、その被保険者等として雇用された期間の前に、他の事業主に被保険者等として雇用された期間があり、その空白期間が1年以内の場合、両方の雇用期間を通算します。

【例】次の場合の支給要件期間は、2年と1年を通算して3年となります。

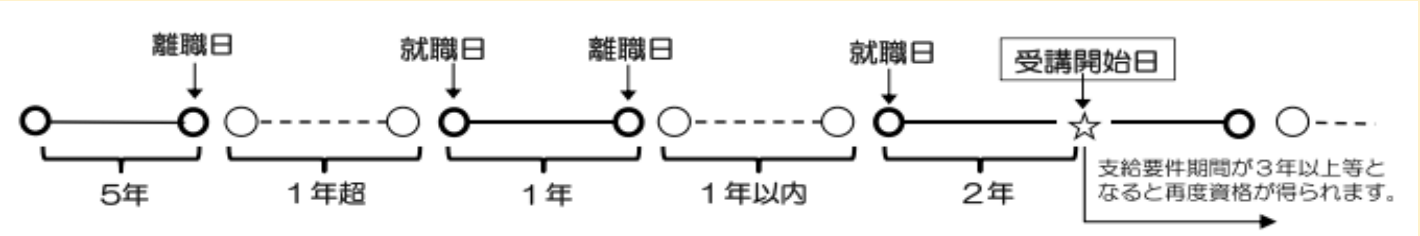

■ ただし、過去に教育訓練給付金を受けた場合、その時の受講開始日より前の被保険者等として雇用された期間は通算しません。このため、過去の受講開始日以降の支給要件期間が3年以上ないと、新たな受給資格は得られません。また、同時に複数の教育訓練講座について支給申請を行うことはできません。

■ 上記に加え、今回の受講開始日の前日から3年以内に教育訓練給付金を受けたことがあるときは、一般教育訓練給付金は支給されません。

★★★〈適用対象期間の延長とは〉

■ 教育訓練給付金を受給するためには、被保険者資格の喪失日の翌日から1年以内に教育訓練の受講を開始する必要がありますが、その期間（適用対象期間）に妊娠、出産、育児、疾病、負傷などにより教育訓練の受講が困難である期間が30日以上継続した場合、ハローワークに申し出ることにより、その受講が困難である期間、適用対象期間を延長（最大19年）することができます。

■ 「教育訓練給付金適用対象期間延長申請書」に必要事項を記入し、本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかの方法で、住所を管轄するハローワークに提出してください。この提出は、前述の理由により教育訓練の受講が困難となった期間が30日以上継続した日の翌日以降、早期に行うことが原則ですが、延長後の適用対象期間の最後の日までの間であれば、提出は可能です。

一般教育訓練給付金の支給額

一般教育訓練を修了した場合、受講者が教育訓練実施者に対して支払った教育訓練経費★★★★の20%に相当する額をハローワークが支給します。

ただし、20%に相当する額が10万円を超える場合は10万円、4千円を超えない場合は支給されません。

★★★★〈教育訓練経費とは〉

■ 一般教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が教育訓練実施者に対して支払った入学料および受講料（最大1年分）の合計をいい、検定試験の受講料、受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費、教育訓練の補講費、教育訓練実施者が行う各種行事参加費用、学債などの将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、交通費、パソコンなどの器材の費用、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額等は含まれません。受講開始日前1年以内にキャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント）が行うキャリアコンサルティングを受けた場合は、その費用を、2万円を上限として教育訓練経費に加えることができます。

また、事業主などが申請者に対して教育訓練の受講に伴い手当などを支給する場合、その手当のうち入学料または受講料に充てられる額については、教育訓練経費から差し引いて申請しなければなりません。

なお、受講者への還付金などについては、後日ハローワークで調査を行うことがあります。

■ 各種割引制度などが適用された場合は、割引後の額が教育訓練経費となります。

■ 教育訓練実施者、販売代理店、事業所などから教育訓練経費の一定額還付が予定される場合（現金だけでなくパソコンなどの無償提供等を含む）は、必ずその還付予定額を差し引いて申告してください。

2.一般教育訓練給付金の支給申請手続き

一般教育訓練を修了し、教育訓練給付金を受けようとする場合は、**訓練修了日の翌日から起算して1か月以内**に、原則本人の住所を管轄するハローワークに以下の書類を本人または代理人の来所、電子申請、郵送（※）のいずれかにより支給申請をする必要があります。

※ 郵送により支給申請を行う場合は、1か月以内に行ってください（消印有効）

ハローワークに提出する書類（4ページに続きます）

① 教育訓練給付金（第101条の2の7第1号関係）支給申請書（様式第33号の2）

② 教育訓練修了証明書

指定教育訓練実施者が、その施設の修了認定基準に基づいて教育訓練を修了した場合に発行します。

③ 教育訓練実施者が発行する教育訓練経費に係る領収書

クレジットカードなどによる支払いの場合は、クレジット契約証明書（または必要事項が付記されたクレジット伝票）が発行されます。受領した場合は、支給申請時に添付できるよう保管してください。

対象経費にキャリアコンサルティング費用を含める場合、その費用に係る領収書に加え、「キャリアコンサルティングの記録」および「キャリアコンサルティング実施証明書」の提出が必要です。

④ 教育訓練経費等確認書

⑤ 本人・住居所確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（本人写真付き）のいずれか1種類

これらをお持ちでない場合、国民健康保険証や健康保険被保険者証、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書または資格証明書（本人写真なし）のいずれか2種類

⑥－1 個人番号確認書類

マイナンバーカード、通知カード、個人番号の記載のある住民票の写し

⑥－2 身元（実在）確認書類

マイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行する身分証明書・資格証明書（本人写真付き）など

⑦ 返還金明細書

領収書が発行された後で教育訓練経費の一部が指定教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に限ります。指定教育訓練実施者が発行します。

⑧ 払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード（受取人名のカナ表記・口座番号が分かるもの）

他の雇用保険の手続きで既に「払渡希望金融機関指定届」を提出している場合、マイナポータルに登録している公金受取口座を指定する場合（ハローワークにマイナンバーの登録が必要）は不要です。

⑨ 委任状

代理人による手続きの場合に提出が必要です。あわせて、代理人の身元（実在）確認書類（⑥－2）も提示・添付してください。

※ 適用対象期間の延長措置を受けようとする場合には、「教育訓練給付金適用対象期間延長申請書」（既に延長措置の決定を受けている場合には「教育訓練給付金適用対象期間延長通知書」）の提出が必要です。

3.支給要件照会

支給要件照会とは

一般教育訓練給付金の支給申請に先立ち、受講開始（予定）日現在における受給資格の有無と、受講を希望する教育訓練講座が厚生労働大臣の指定を受けているか、ハローワークに照会できます。

受講開始（予定）日現在で、被保険者資格の喪失日から1年以内か、支給要件期間が3年（初回の方については1年）あるか明らかでない方は、あらかじめのご確認をお勧めします。

支給要件照会の方法

「教育訓練給付金支給要件照会票」に必要事項を記入し、本人または代理人の来所、電子申請、郵送のいずれかによって、本人の住所を管轄するハローワークに提出してください。その際、本人確認書類（このページの⑤を参照）を提示・添付してください。代理人による手続きの場合は、委任状が必要です。また、トラブル防止や個人情報の適切な管理のため、お電話での照会は受け付けていません。

照会結果は、「教育訓練給付金支給要件回答書」によってお知らせします。

ご注意ください

支給要件照会の有無にかかわらず、教育訓練給付金を受給するためには、支給申請が必要です。

支給要件照会を行った際の受講開始（予定）日と実際の受講開始日が異なる場合や受講開始（予定）日を将来の日付で照会した後に、離職等によって支給要件期間等に変動がある場合は、照会結果のとおりにならない場合がありますので、十分注意してください。

雇用保険の基本手当受給者の方はご注意ください

失業の認定日は、教育訓練講座（昼間の通学制の場合など）の受講日と重なった場合でも、受講日の変更が困難である場合以外は、他の日に変更されませんので、ご注意ください。